黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定

四万十川の支流にある黒尊川流域（以下「流域」といいます。）は、四万十市西土佐口屋内、玖木、奥屋内及び黒尊により構成されています。

流域は、四万十川流域の中でも特に優れた水質と景観を維持しており、豊富な森林資源による用材林の搬出を礎とし、発展してきた歴史・文化が残っています。また、黒尊川では、平成２０年6月に環境省の「平成の名水百選」に選ばれ、流域の農山村の景観は、平成21年2月に文化庁の重要文化的景観に選定されました。

この流域に居住する住民の組織（以下「しまんと黒尊むら」といいます。）と四万十市、高知県とは、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に定める共生モデル地区の保全に関する協定を、次のとおり結びます。

　なお、この協定は「四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例」の趣旨にも沿ったものです。

（目的）

第１条　流域には、多様な森林や清流、また今では数少なくなった農山村の風景など、自然の魅力がたくさん残っています。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承される地域づくりを、住民と行政とが協働で進めていくことを、この協定を結ぶ目的とします。

（名称）

1. この協定の名称は、「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」とします。

（協定の締結）

1. この協定は、しまんと黒尊むら と四万十市、高知県（以下「協定者」といいます。）とで締結します。

（協定区域）

第４条　この協定の対象となる土地の区域は、流域のなかで、協定者が所有若しくは管理する土地とします。

（目標とする姿）

第５条　私たちが目標とする流域の姿は、次のとおりとします。

１　川は、アユやアイキリ（アユカケ）、アメゴ（アマゴ）などの川魚が豊富に棲むことのできる清流であること

２　水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること

３　里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること

４　森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること

５　暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わるとともに、環境にやさしい取り組みが行われ、住民がイキイキとしていること

（保全と活用に関すること）

1. 流域の住民と四万十市、高知県は、第５条の目標を達成するため、協働で取り組みを進めていきます。

２　流域の住民は、自然と共生した生活を目指して次の取り組みに努めます。

1. 川魚、カニ、エビ、植物などの天然資源を確保するため、乱獲等の防止に取り組みます。
2. 水辺に人々が親しめるよう、雑木林や植林地などで除伐、間伐を行うとともに、遊歩道を管理します。
3. 重要文化的景観に選定された農山村の景観を保全するため、棚田や石積みなどの管理を行います。
4. 里山を保全するため、雑木林や植林地などで定期的に除伐、間伐をし、炭焼きや木工品の材料にするなど、生活のなかで木材を利用していきます。
5. 地域の伝統的な文化、料理、伝説や歴史などについての「記憶」を「記録」として残します。

（６）流域の環境保全のため、ゴミの不法投棄への対策や、浄化槽の設置と適正な管理などの活動を、行政と協働して行っていきます。

（７）流域の住民と流域外の人々との間で、自然や生活の体験を通じた交流を図り、地域が潤うようなむらづくりに取り組みます。

（８）シカ肉、シシ肉の利活用に取り組みます。

（９）流域のものを活かした生産と販売を進めます。

（10）流域の取り組みを流域の住民みんなが共有し、また、流域外の方々に知っていただくため、情報を発信していきます。

（11）これらの取り組みを継続して行い、次の世代に伝えていきます。

３　四万十市、高知県は、流域の自然や景観を保全するため、次の取り組みに努めます。

（１）森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な管理や作業道などの基盤整備、災害地の復旧などに取り組みます。

（２）民間企業や地域の力を活かした森林整備を行い、人を森に呼び込み、森に親しむための取り組みを行います。

（３） 民間の開発などについて、自然や景観に配慮した工事が行われるよう指導を行います。

（４） 公共工事において、自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材（石、木など）の活用などに取り組みます。

（５）重要文化的景観に選定された農山村の景観や伝統漁法などの生活文化財産の保全に取り組みます。

（６）鳥獣被害の防止に取り組みます。

（７）ゴミの不法投棄問題への対策や浄化槽の設置などによる生活排水対策の推進に取り組みます。

（８）水質調査を住民の方々と協働で行い、川の状態を経年的に把握していきます。

（９）しまんと黒尊むら の取り組みを広く情報発信します。

（協定の有効期間）

第７条　協定の有効期間は、協定の締結の日から５年とし、必要に応じ見直しを行い更新するものとします。

平成２４年７月２４日

　　　　　　　　　　　協定者　高知県四万十市西土佐口屋内７６

　　　　　　　　　　　　　　　　　しまんと黒尊むら代表　石川　眞

高知県四万十市中村大橋通４丁目10

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　四万十市長　田中　全

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　尾﨑　正直